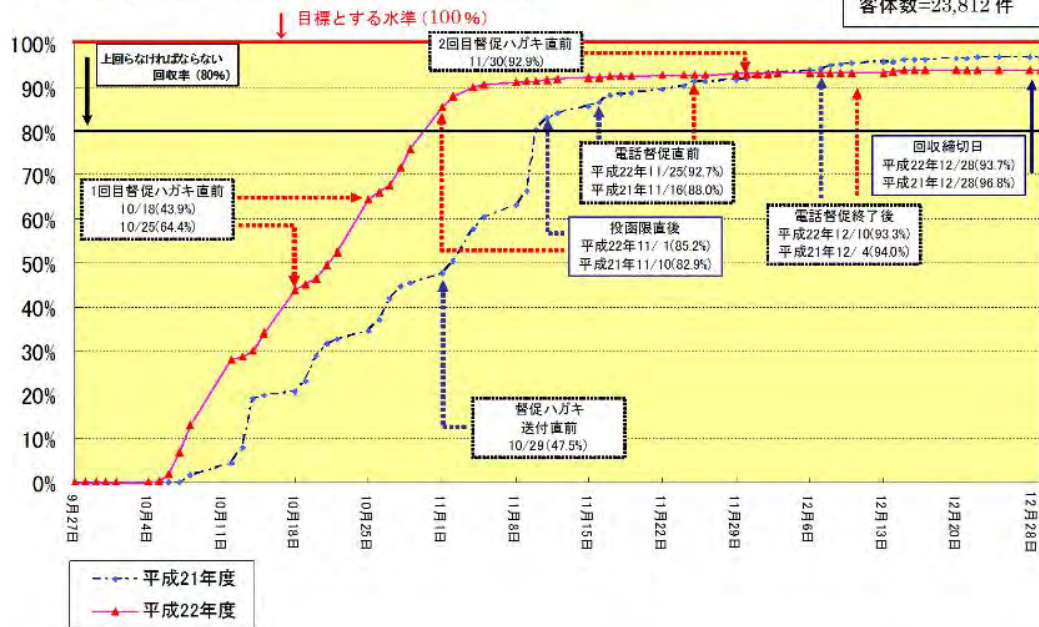
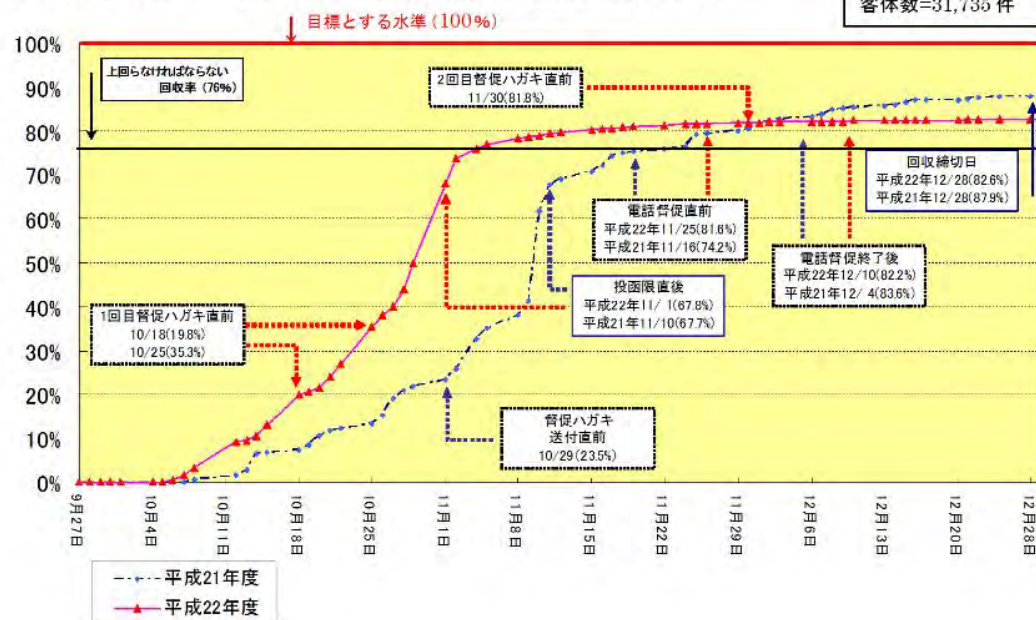


(4) 保育所調査票（最終回収数=22,313件）

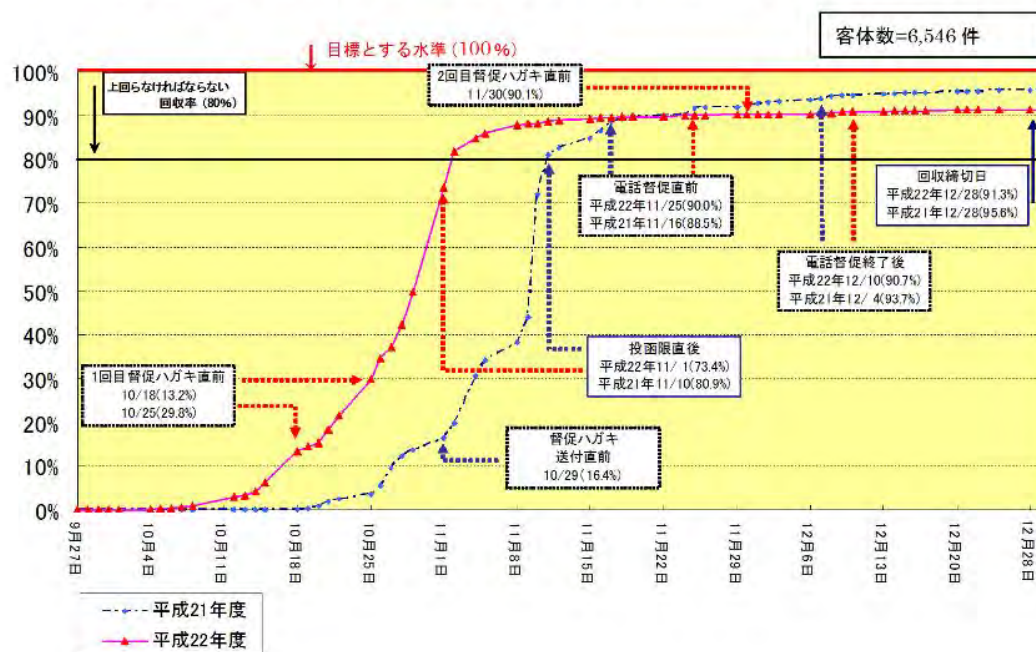


(5) 障害福祉サービス等事業所票（最終回収数=26,210件）

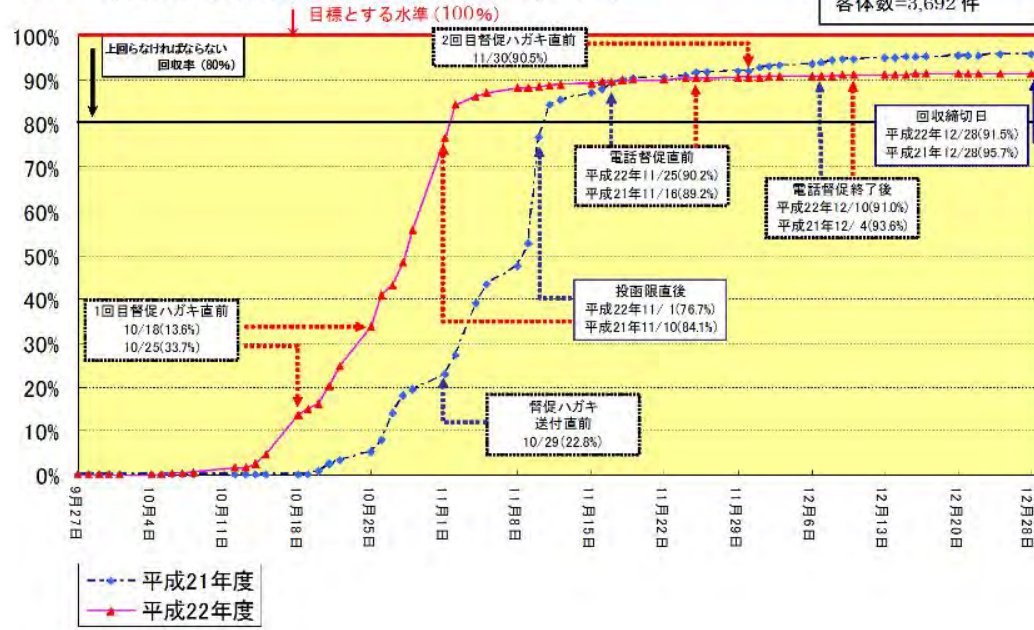


② 介護サービス施設・事業所調査

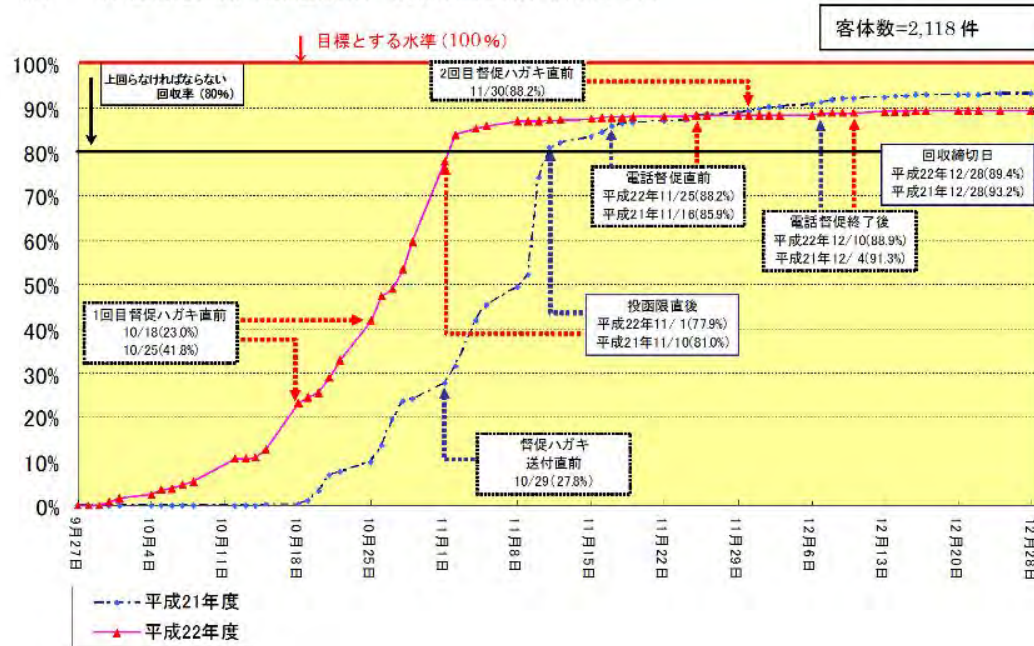
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（最終回収数=5,978件）



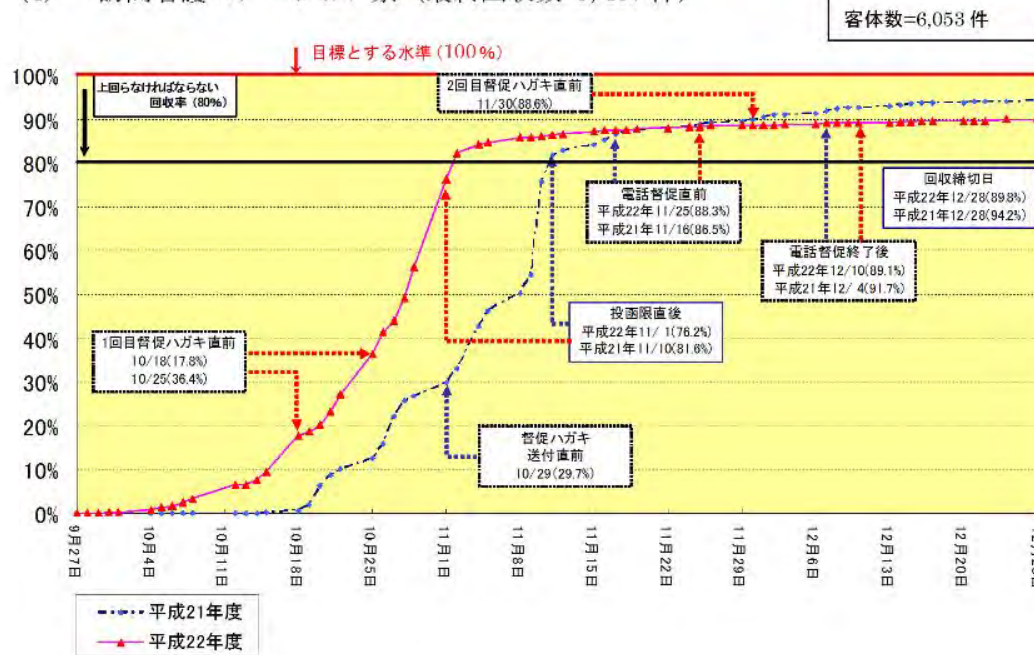
(2) 介護老人保健施設票 (最終回収数=3,377件)



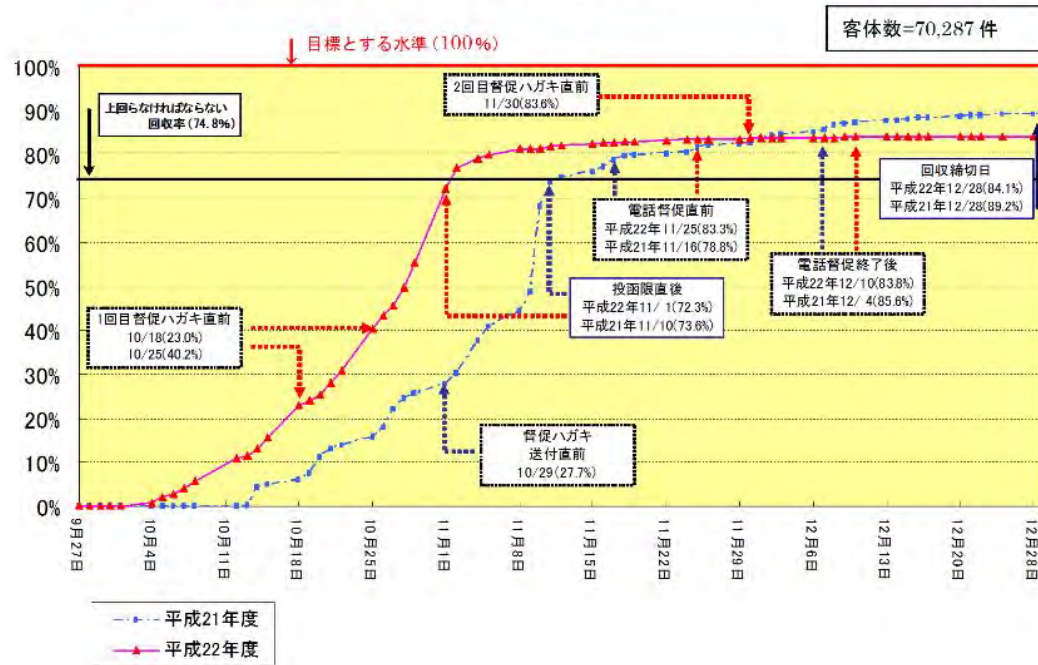
(3) 介護療養型医療施設票 (最終回収数=1,893件)



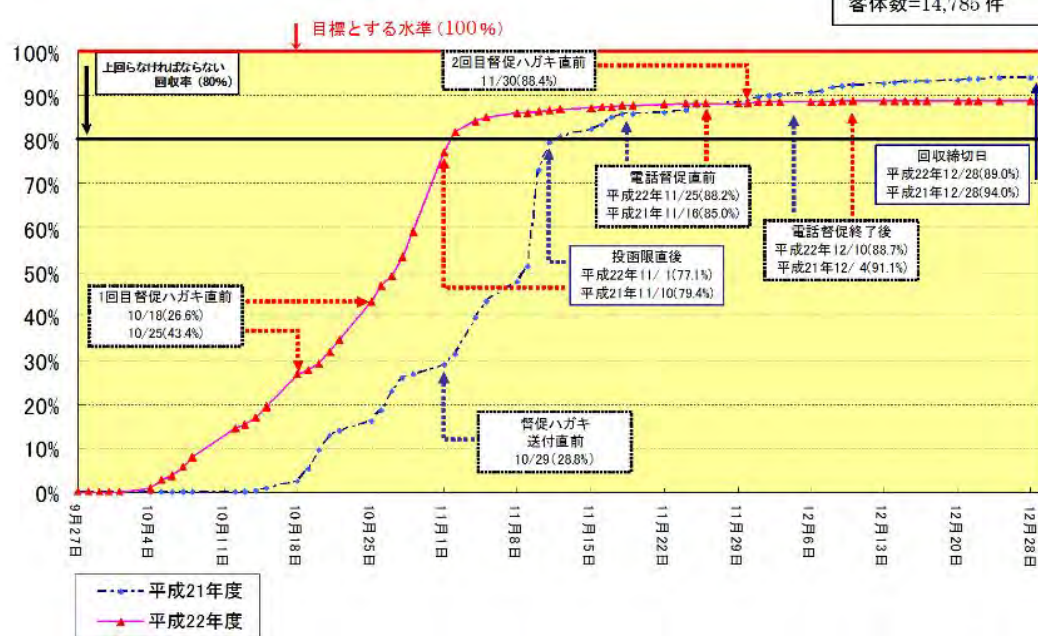
(4) 訪問看護ステーション票 (最終回収数=5,437件)



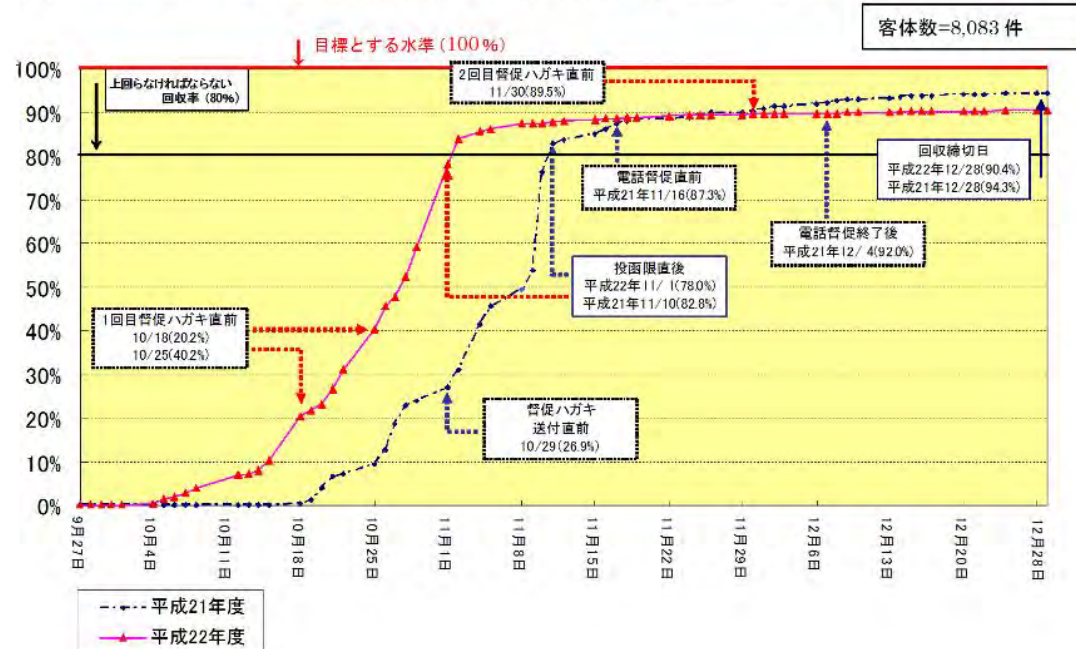
(5) 居宅サービス事業所（福祉関係）票（最終回収数 59,090 件）



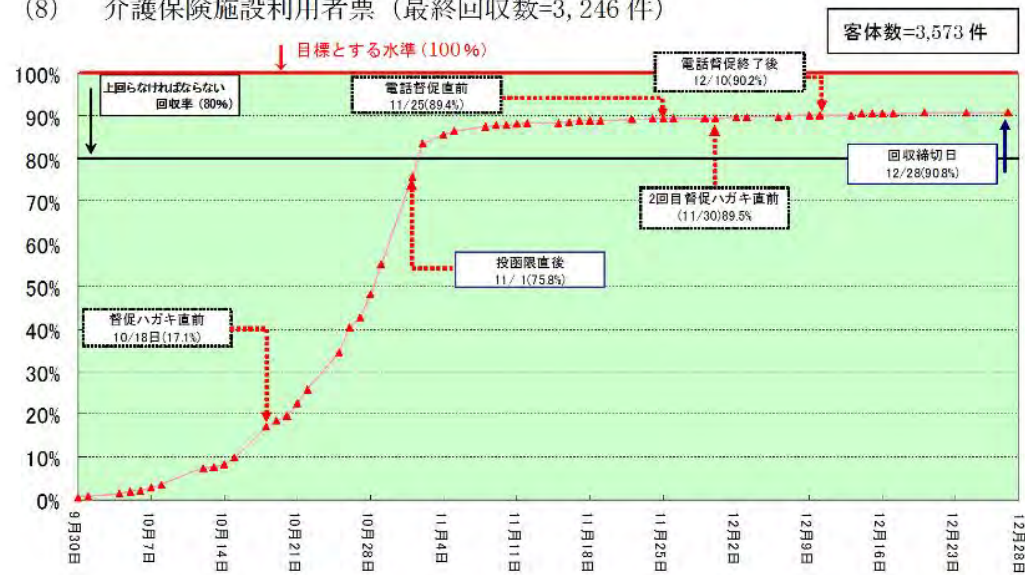
(6) 地域密着型サービス事業所票（最終回収数=13,153 件）



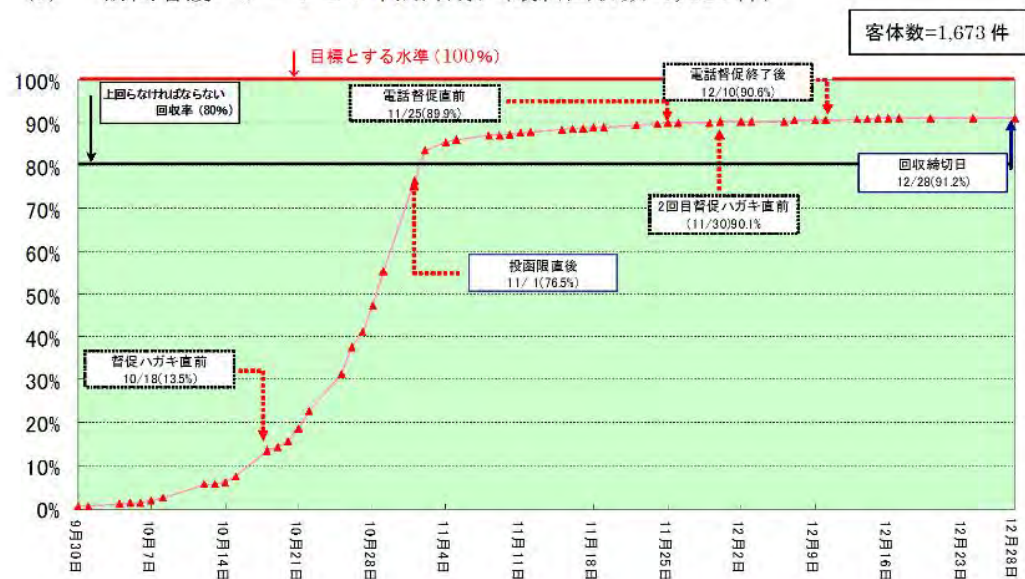
(7) 居宅サービス事業所（医療関係）票（最終回収数=7,303 件）



(8) 介護保険施設利用者票（最終回収数=3,246件）



(9) 訪問看護ステーション利用者票（最終回収数=1,525件）



注)

平成22年度における介護保険施設利用者票及び訪問看護ステーション利用者票の回収率について、2頁の「2 回収率 (1) 最終結果」では、平成19年度の国の実績と比較するため平成19年度と同様の算出方法に基づいて介護保険施設利用者票及び訪問看護ステーション利用者票を合算し90.9%の回収率としている。

本頁では調査票毎の回収率の推移を示すことを目的としてグラフを作成しており、回収率を個別に示している。

○ 調査票の審査（疑義照会を含む）

✓ 個票審査

・厚生労働省が民間事業者に貸与した「個票審査要領」に基づき目視で審査を行った。

	平成 21 年度	平成 22 年度
実施期間	10月8日～ 22年1月26日	10月6日～ 23年1月31日
社会福祉施設等調査	80,762 客体	73,119 客体
介護サービス施設・事業所調査	99,412 客体	96,237 客体
工数	626 人日	445 人日

✓ 疑義照会

・個票審査により確認が必要となった調査票について、疑義照会(1次照会)を行い、照会漏れを防ぐため、データ入力後のデータをパソコンで機械審査し、疑義照会(2次照会)を行った。

	平成 21 年度	平成 22 年度
実施期間	10月27日～ 22年2月12日	11月5日～ 23年1月14日
工数	560 人日	394 人日

疑義照会件数は、以下の通り。

〈1次照会(目視での審査による)〉

〈社会福祉施設等調査〉

区分	平成 21 年度		平成 22 年度	
	照会件数	完了件数	照会件数	完了件数
保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	265	244	127	120
障害者支援施設等調査票	185	178	230	230
児童福祉施設等調査票	50	49	32	32
保育所調査票	60	59	32	32
障害福祉サービス等事業所票	2,653	2,512	1,547	1,519

〈介護サービス施設・事業所調査〉

区分	平成 21 年度		平成 22 年度	
	照会件数	完了件数	照会件数	完了件数
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	71	69	60	59
介護老人保健施設票	21	21	20	19
介護療養型医療施設票	43	42	43	42
訪問看護ステーション票	94	90	167	164
居宅サービス事業所(福祉関係)票	2,030	1,927	2,347	2,316
地域密着型サービス事業所票	247	239	297	295
居宅サービス事業所(医療関係)票	540	531	206	203

〈2次照会(データ入力後)〉

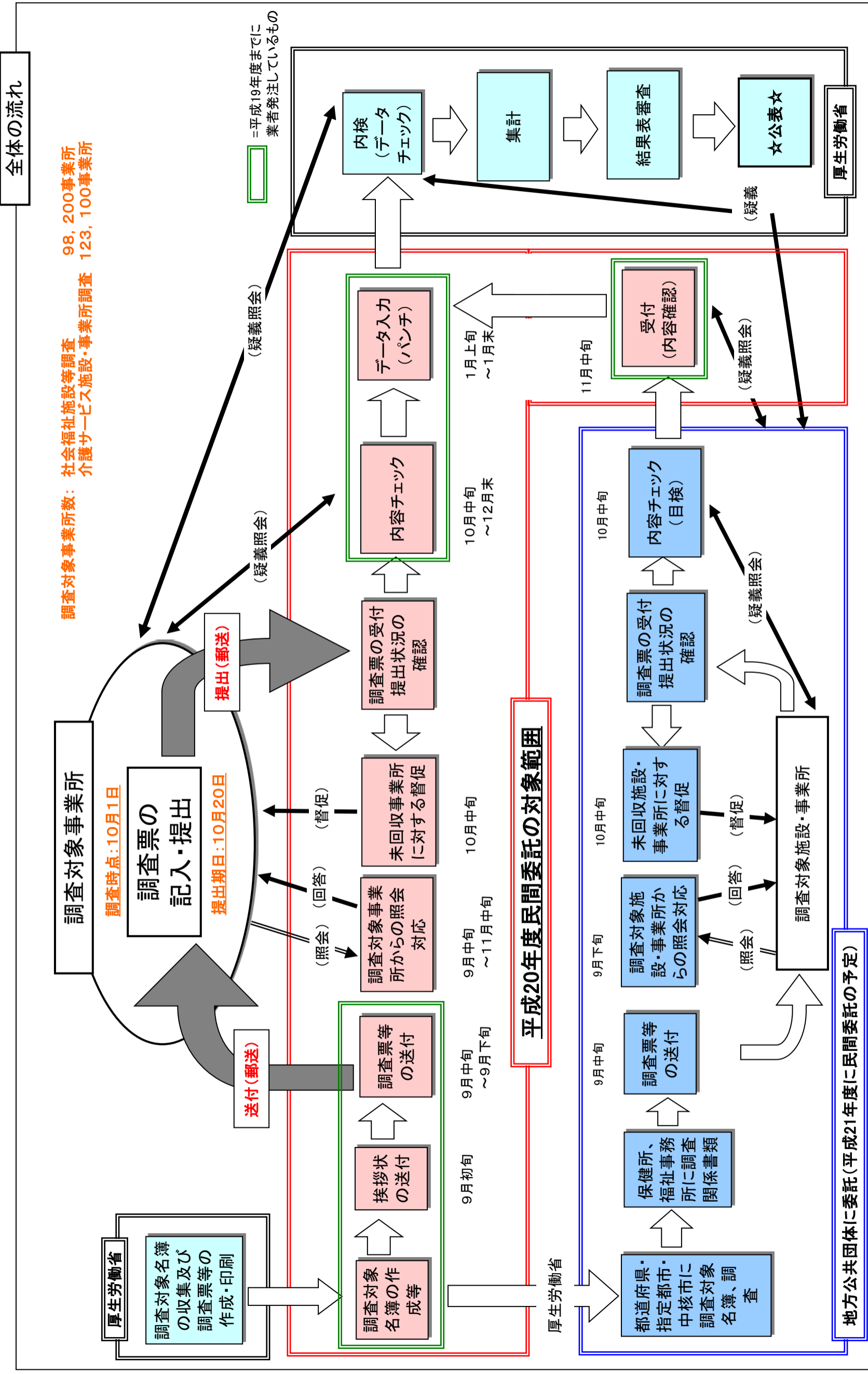
〈社会福祉施設等調査〉

区分	平成 21 年度		平成 22 年度	
	照会件数	完了件数	照会件数	完了件数
保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	56	55	46	45
障害者支援施設等調査票	98	98	9	8
児童福祉施設等調査票	32	29	12	12
保育所調査票	74	73	68	62
障害福祉サービス等事業所票	634	613	437	429

〈介護サービス施設・事業所調査〉

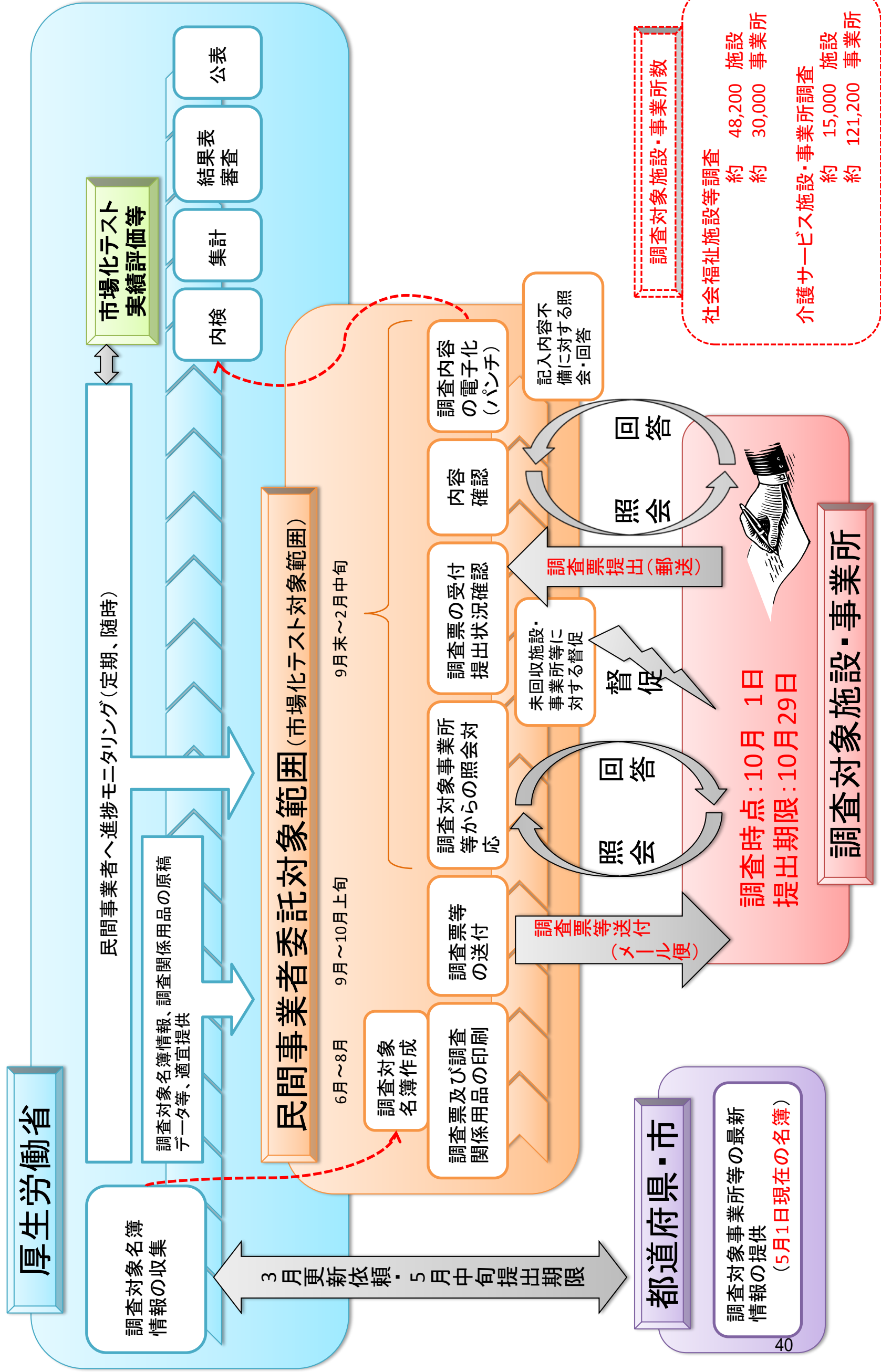
区分	平成 21 年度		平成 22 年度	
	照会件数	完了件数	照会件数	完了件数
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	99	97	48	47
介護老人保健施設票	58	55	34	34
介護療養型医療施設票	68	67	30	29
訪問看護ステーション票	56	54	134	132
居宅サービス事業所(福祉関係)票	810	786	665	640
地域密着型サービス事業所票	142	141	97	96
居宅サービス事業所(医療関係)票	262	259	184	182

一 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図(平成20年調査における実施方法) ー



社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ

(平成22年調査における実施方法等)



平成 23 年 6 月 30 日
厚生労働省大臣官房
統 計 情 報 部

民間競争入札実施事業
社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の実施状況について
(平成 21・22 年度分)

事業の概要

1 委託業務内容

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査対象名簿の作成
(平成 21 年度は除く。)、調査関係用品の印刷、調査票等の送付、調査票の回収・受付、
督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務

2 委託業務期間

平成 21 年度 21 年 8 月 17 日から 22 年 3 月 31 日

平成 22 年度 22 年 6 月 1 日から 23 年 3 月 31 日

(契約期間は平成 21 年 8 月 17 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 2 年 8 か月)

3 受託した民間事業者 (以下、「民間事業者」という。)

株式会社インテージリサーチ

I 確保すべき質の達成状況及び評価

平成 21 年度及び 22 年度における確保すべき質の達成状況及び評価は以下の通り。

1 調査対象名簿の作成状況（22 年度のみ）

（1）達成状況

調査対象名簿の作成にかかる作業期間は、22 年 6 月 21 日から 8 月 4 日で、スケジュールのとおり終了した。

調査対象名簿の作成は、22 年度からの委託業務であることから、民間事業者の申し出により、調査対象施設・事業所名簿作成仕様書に関する解釈について厚生労働省と民間事業者との間で 22 年 2 月から確認・調整を行った。

作業期間に入ると、民間事業者は、厚生労働省が各都道府県・政令指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）から収集した名簿を受領し、不備修正、標準化等の各工程について厚生労働省の検証を受けつつ迅速に作業し、調査対象名簿及び調査票用プレプリントデータを作成した。

（2）評価

22 年度の調査対象名簿は、作業期間内に、適確に作成されたものと評価できる。その大きな要因としては、事前準備に 22 年 2 月から着手したことを含め、十分な時間的余裕を持って作業に取り組んだことが考えられる。

また、調査対象名簿の作成について、民間事業者において当初作業工数 45 人日を見込んでいたが、作業工程を自動化するプログラムを作成し作業工数を 41 人日に削減したことは評価できる。

ただし、前年度からの事前準備は、当該業務が 3 か年契約の 2 年目からの実施であったため可能であったことにも留意が必要である。契約の初年度においては、前年度からの事前準備はできないが、民間事業者が早期に事前準備に着手できるよう、早期の契約締結が望まれる。

以上を踏まえ、23 年度の調査については、東日本大震災による被災県・市の名簿作成への影響をも考慮しつつ、民間事業者に対し適切なスケジュール管理を促すとともに、24 年度以降の調査については、今後、調査方法等を検討し、その結果を実施要項や各種仕様書の作成に反映することとしたい。

2 回収率

(1) 最終結果

(単位：%)

調査票	国の実績	民間事業者の実績		上回らなければならぬ回収率
	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
社会福祉施設等調査				
保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	99.4	88.6	89.5	80.0
障害者支援施設等調査票	97.9	92.4	89.9	80.0
児童福祉施設等調査票	97.4	94.0	93.7	80.0
保育所調査票	99.9	96.8	93.7	80.0
障害福祉サービス等事業所票	82.1	87.9	82.6	76.0
都道府県等経由	99.6			
直接郵送	78.3	(86.7)	(81.0)	
介護サービス施設・事業所調査				
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	98.8	95.6	91.3	80.0
介護老人保健施設票	98.5	95.7	91.5	80.0
介護療養型医療施設票	98.0	93.2	89.4	80.0
訪問看護ステーション票	96.3	94.2	89.8	80.0
居宅サービス事業所（福祉関係）票	86.0	89.2	84.1	74.8
都道府県等経由	97.0			
直接郵送	75.6	(84.9)	(80.6)	
地域密着型サービス事業所票	96.6	94.0	89.0	80.0
都道府県等経由	97.3			
直接郵送	84.1	(91.0)	(88.0)	
居宅サービス事業所（医療関係）票	92.6	94.3	90.4	80.0
介護保険施設利用者票	96.9		90.9	80.0
訪問看護ステーション利用者票				80.0

注：1）回収率に関して目標とする水準は100%。

2）平成19年度の国の実績は、実施要項の「従来の実施状況に関する情報の開示」より抜粋した。

3）括弧内の数値は平成20年度までの直接郵送分に相当する回収率である。

なお、調査票の配付・回収について、20年度調査までは都道府県等が実施していた（一部の調査票については郵送）が、21年度調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

(2) 実施状況

ア 回収率の推移（別紙1「回収率の推移」参照）

21年度及び22年度ともに、すべての調査票共通で、調査票が本格的に返送され始めると、約1か月程度で上回らなければならない回収率を上回り、その後は緩やかな伸びとなった。

なお、21年度及び22年度で回収率の推移に1週間程度の差が見られる要因は、調査票の発送時期に差が生じたためである。

調査票発送時期

平成21年度 9月30日から10月15日（5回に分けて発送）

平成22年度 9月24日から10月7日（5回に分けて発送）

イ 督促の状況

(ア) 業務実施状況

21年度は、調査票投函期限（11月6日）前の10月29日に督促状の発送を行った。

電話督促は、11月16日から12月2日の間に実施した。

22年度は、調査票投函期限（10月29日）前の10月18日と10月25日に督促状の発送を行い、調査票投函期限後の11月30日には厚生労働省が指示した施設（婦人保護施設、児童自立支援施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）を対象として督促状の発送を行った。

電話督促は、はがき督促が概ね終了しつつある11月25日から、はがき督促の効果も見極めつつ、調査客体が少ないなどの理由により、厚生労働省が指示した施設（婦人保護施設、児童自立支援施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護等）を対象として、12月17日まで繰り返し督促を行った。

(イ) 督促状況

		平成21年度		平成22年度	
		実施時期	実施客体数	実施時期	実施客体数
はがきによる督促					
実施 状況	1回目	10月29日	114,968 客体	10月18日	83,726 客体
				10月25日	29,956 客体
	2回目			11月30日	4,003 客体
電話による督促					
実施状況 (電話数)		11月16日～ 12月2日	35,122 客体 (57,633 回)	11月25日～ 12月17日	173 客体 (655 回)
回収に至った 客体数			17,438 客体 (督促数の49.6%)		111 客体 (督促数の64.2%)